○独立行政法人環境再生保全機構業務方法書

平成16年４月１日規程第１号

改正

平成16年12月14日規程第30号
平成18年３月10日規程第２号
平成21年12月４日規程第13号
平成22年６月14日規程第６号
平成23年３月25日規程第３号
平成26年４月７日規程第６号
平成27年３月30日規程第１号
平成28年９月30日規程第15号
平成29年３月14日規程第４号
平成30年11月６日規程第９号
令和２年３月31日規程第７号
令和２年９月16日規程第９号
令和４年11月11日規程第10号
令和５年３月16日規程第５号
令和６年３月５日規程第１号
令和６年５月28日規程第10号
令和６年12月13日規程第21号
令和７年３月21日規程第２号

独立行政法人環境再生保全機構業務方法書

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　公害健康被害の補償に関する業務（第５条－第18条の２）
第３章　公害健康被害予防事業に関する業務（第19条－第21条）
第４章　民間環境保全活動の助成及び振興（第22条－第25条）
第５章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成（第26条・第27条）
第６章　維持管理積立金の管理（第28条－第31条）
第７章　石綿による健康被害の救済に関する業務（第32条－第48条）
第８章　環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（第49条－第55条）
第９章　熱中症対策に関する情報の整理等の業務（第55条の２－第55条の３）
第10章　地域生物多様性増進活動の促進等の業務（第55条の４）
第11章　環境の保全に関する調査研究等の業務（第56条・第56条の２）
第12章　業務の受託及び委託の基準（第57条－第60条）
第13章　競争入札その他契約に関する基本的事項（第61条）
第14章　役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第62条－第77条）
第15章　その他機構の業務に関する事項（第78条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第１項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第２条　機構の業務は、通則法、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号。以下「機構法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第３条　機構は､公害に係る健康被害の補償及び予防､民間団体が行う環境保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理、地域生物多様性増進活動の促進等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するものとする。

２　機構は、主務大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画）によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、業務の適正かつ効率的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

３　機構は、環境省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

（用語）

第４条　この業務方法書で使用する用語は、機構法、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号。以下「石綿健康被害救済法」という。）、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）及び機構法附則第20条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和40年法律第95号。以下「旧事業団法」という。）において使用する用語の例による。

## 第２章　公害健康被害の補償に関する業務

（汚染負荷量賦課金の徴収）

第５条　機構は、補償法第52条第１項の規定により、ばい煙発生施設等設置者から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

２　各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、補償法第53条第１項の規定に基づき算出した額とする。

３　機構は、ばい煙発生施設等設置者から申告書に添えて汚染負荷量賦課金の納付があったときは、当該申告書の受理及び当該汚染負荷量賦課金の収納を行うものとする。

４　機構は、当該年度の汚染負荷量賦課金につき、その年度の初日（補償法又は補償法に基づく政令において特例が定められている場合にあっては、その定める日）から45日以内にばい煙発生施設等設置者が申告書を提出しないとき、又は申告書に公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和49年総理府令・通商産業省令第４号。以下「施行規程」という。）第４条に規定する事項の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に納入告知書により通知するものとする。

５　前項の納入告知書には、その納付すべき金額、納付すべき期日及び納付すべき場所を指定して記載するものとする。

（特定賦課金の徴収）

第６条　機構は、補償法第62条第１項の規定により、特定施設等設置者から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

２　各特定施設等設置者から徴収する特定賦課金の額は、補償法第63条第１項の規定に基づき算出した額とする。

３　機構は、特定賦課金の額を決定し、これを特定施設等設置者に納入告知書により通知するものとする。

４　前項の納入告知書には、その納付すべき金額、納付すべき期日及び納付すべき場所を指定して記載するものとする。

（特定賦課金の共同納付）

第７条　機構は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があった場合には、これを承認することができる。

２　前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、機構は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定賦課金の額を定めるものとする。

３　第１項の規定による承認を受けた特定施設等設置者がその共同で納付すべき特定賦課金を納付しないとき、又はその承認を受けた納付の方法に従わないときは、機構はその承認を取り消すものとする。
４　前条第３項及び第４項の規定は、第２項に規定する共同で納付すべき特定賦課金について準用する。
（繰上請求）
第８条　機構は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき額の確定した汚染負荷量賦課金又は特定賦課金でその納付期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納付期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。
（１）　納付義務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。
（２）　納付義務者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。
（３）　法人である納付義務者が解散したとき。
（４）　納付義務者が補償法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。
（５）　納付義務者が偽りその他不正の行為により汚染負荷量賦課金若しくは特定賦課金を免れ、若しくは免れようとし、若しくは汚染負荷量賦課金若しくは特定賦課金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納付義務者が汚染負荷量賦課金若しくは特定賦課金の滞納処分の執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。
２　機構は、前項の規定により納付を請求しようとするときは、その旨を記載した納入告知書により行うものとする。この場合において、すでに納入告知書による通知を行っているときは、納付期日変更告知書により行うものとする。
３　第５条第５項の規定は、前項の納入告知書に準用する。
（徴収金台帳）
第９条　機構は、徴収金台帳を備え、汚染負荷量賦課金等の徴収金の額、納付期日等を記載するものとする。
（資料の提出の要求）
第10条　機構は、機構法第10条第１項第１号イに掲げる業務を行うため必要があるときは、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、資料の提出を求めることができる。
（督促の方法）
第11条　機構は、納付義務者が納付期限までに汚染負荷量賦課金又は特定賦課金を納付しないときは、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から15日を経過した日（その日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から同月31日若しくは１月２日若しくは同月３日に当たるときは、これらの日の翌日）とする。
（市町村に対する徴収の請求）
第12条　機構は、前条の規定による督促を受けた者がその指定期限までにその督促に係る汚染負荷量賦課金又は特定賦課金を納付しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村に対して、その徴収を請求することができる。
２　機構は、前項の規定による請求に基づき市町村が滞納処分を行ったときは、徴収金額の100分の４に相当する金額を当該市町村に交付する。
（機構の滞納処分）
第13条　市町村が前条第１項の規定による請求を受けた日から30日以内に滞納処分に着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
２　機構は、前項の処分が終了したときは、環境大臣にその経過に関する報告書を提出するものとする。
３　第１項の滞納処分に当たる職員は、施行規程第17条に定める様式の証明書を提示しなければならない。
（延滞金）
第14条　機構は、第11条の規定により汚染負荷量賦課金又は特定賦課金の納付を督促したときは、その督促に係る汚染負荷量賦課金又は特定賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の

翌日から完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。
２　前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行うものとする。
３　第５条第５項の規定は、前項の納入告知書に準用する。
（損害を填（てん）補したばい煙発生施設等設置者に対する支払）
第15条　機構は、補償法第13条第１項の規定により、都道府県知事又は補償法第４条第３項の政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）が補償給付を支給する義務を免れた場合において、その支給の義務を免れることとなった補償給付が補償法第４条第１項の認定に係るものであるときは、当該補償給付の支給原因となった行為に基づく損害を填（てん）補したばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなった補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。
（都道府県等に対する納付金の納付）
第16条　機構は、都道府県又は補償法第４条第３項の政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が支弁する補償給付に要する費用に充てるための納付金として、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号。以下次項において「令」という。）第26条第１項に規定する額を当該都道府県等に対し納付するものとする。
２　機構は、都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金として、令第26条第２項に規定する額を当該都道府県等に対し納付するものとする。
（交付金の収納）
第17条　機構は、前条の納付金の一部に充てるため、政府から交付金を収納するものとする。
（補助金の収納）
第18条　機構は、第16条第２項の納付金の３分の１に相当する金額を政府から補助金として収納するものとする。
（区分経理間の繰入れ等）
第18条の２　機構は、別に定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成16年環境省令第11号。以下「機構省令」という。）第12条第１項に規定する公害健康被害補償予防業務勘定の区分経理の間で、繰入れ及び貸付けを行うことができる。
第３章　公害健康被害予防事業に関する業務
（機構が直接実施する公害健康被害予防事業）
第19条　機構は、補償法第68条第１号の規定により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
（１）　大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究
（２）　大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する知識の普及
（３）　地方公共団体が行う大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する事業に従事する者を対象として行う研修
（助成金の交付）
第20条　機構が補償法第68条第２号の規定により行う助成金の交付は、次表の左欄に掲げる対象事業を同表の中欄に掲げる対象地域において大気の汚染の影響による健康被害を予防するために行う同表の右欄に掲げる対象者に対し、当該事業の実施に要する経費につき行うものとする。

| 対象事業 | 対象地域 | 対象者 |
|---|---|---|
| １　計画作成事業<br>（対象地域における大気環境の改善を図るための事業計画を作成する事業） | 公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）による改正前の公害健康被害補償法施行令（以下、本表中「旧補償法施行令」という。）別表第１に掲げる地域を含む市町村の区域並びに世田谷区、中野区、杉並区、練馬区、西宮市及び芦屋市の区域 | 原則として対象地域を管轄する都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の規定による政令指定都市<br>ただし、特に必要と認められる場合には対象地域を管轄する市 |
| ２　健康相談事業 | | 原則として対象地域を管轄する市町村 |

| | | |
|---|---|---|
| ３　健康診査事業 | | ただし、特に必要と認められる場合には対象地域を管轄する都府県 |
| ４　機能訓練事業 | | |
| ５　施設等整備事業<br>（対象地域における大気環境の改善、旧補償法施行令別表第１に掲げる疾病の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進を図るための施設又は機械器具の整備を行う事業） | | １　対象地域における大気環境の改善を図るための事業については対象地域を管轄する都府県又は市町村<br>２　対象地域における旧補償法施行令別表第１に掲げる疾病の予防並びに当該疾病に係る患者の健康の回復、保持及び増進を図るための事業については原則として対象地域を管轄する市町村<br>ただし、特に必要と認められる場合には対象地域を管轄する都府県 |
| ６　施設等整備助成事業<br>（対象地域における大気環境の改善、旧補償法施行令別表第１に掲げる疾病の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進を図るための施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う事業） | | |

（交付要綱）

第21条　機構は、前条に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項については、別に交付要綱を定める。

第４章　民間環境保全活動の助成及び振興

（民間環境保全活動の助成）

第22条　機構が機構法第10条第１項第３号の規定により行う助成金の交付は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって、次に掲げるもの（以下「民間環境保全活動」という。）に対し、行うものとする。

（１）　日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、次のいずれかに該当するもの

イ　開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民又は民間団体（以下「開発途上地域の住民等」という。）の参加を得て行う事業の実施

ロ　開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供

ハ　イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催

（２）　外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、前号イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

（３）　日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、次のいずれかに該当するもの

イ　広範な国民の参加を得て行われる緑化事業又は再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する事業の実施

ロ　広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及

ハ　イ又はロに掲げる活動の推進に資する調査研究の実施

２　前項の助成の対象となる民間環境保全活動は、次の条件を満たすものでなければならない。
（１）　前項第１号及び第２号に掲げる活動にあっては、開発途上地域の住民等の需要に応じて行われるものであること。
（２）　環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切なものであること。
（３）　国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される公害防止等のためのプラントの導入、投下資金の回収が期待される事業その他の民間団体が担うにふさわしくない活動内容のものでないこと。
（交付要綱）
第23条　機構は、前条に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、別に交付要綱を定める。
（民間環境保全活動の振興）
第24条　機構が機構法第10条第１項第４号の規定により行う業務は、民間環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修とする。
２　前項の業務の内容及び実施の方法は、民間環境保全活動の振興に資する上で適切なものでなければならない。
（運営委員会）
第25条　第22条及び前条の業務を適正に行うため、機構に地球環境基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会は、理事長の諮問に応じて、第22条及び前条の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
３　前２項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。
第５章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成）
第26条　機構が機構法第10条第１項第５号の規定により行う助成金の交付は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）第２条第１項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用で次に掲げる費用の範囲内のものにつき行うものとする。
（１）　中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第１項第12号の７の６に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）、常時使用する従業員の数が中小企業支援法第２条第１項第１号から第３号までに定める業種ごとに当該各号に定める従業員の数以下の法人（会社を除く。以下この号において同じ。）（国の機関又は地方公共団体を除く。）であって、当該各号に定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用（第３号から第６号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）
（２）　個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用
（３）　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用
（４）　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用（特別措置法第２条第２項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係るものに限る。）
（５）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）

第19条の８第１項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置及び特別措置法第13条第１項に基づく処分等措置に要する費用

（６）　機構法第10条第１項第５号に規定する環境大臣が指定する者が行う第１号、第２号及び第５号に掲げる事務に要する費用

２　政府から機構法第16条第１項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（以下「処理基金」という。）に充てるため交付を受けた補助金の合計額に相当する金額については、前項各号に掲げる費用に充てるものとする。

３　都道府県から処理基金に充てるため交付を受けた補助金の合計額に相当する金額については、原則として第１項第１号及び第２号に掲げる費用に充てるものとする。

４　処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額については、第１項第３号から第５号までに掲げる費用に充てるものとする。

（交付要綱）

第27条　機構は、前条に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、別に交付要綱を定める。

## 第６章　維持管理積立金の管理

（通知）

第28条　機構は、廃棄物処理法第８条の５第１項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者（廃棄物処理法第15条の２の４において読み替えて準用する廃棄物処理法第８条の５第１項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者を含む。以下「最終処分場の設置者」という。）が同項の規定により積み立てるべき維持管理積立金について金融機関に払込みのための口座を設け、最終処分場の設置者に対し当該金融機関の名称、口座名等を通知するものとする。

（預り証書）

第29条　機構は、最終処分場の設置者が廃棄物処理法第８条の５第４項の規定により通知された額の金銭を積み立てたときは、当該積立額及び当該年度までに積み立てられた維持管理積立金の累積額（廃棄物処理法第８条の５第６項の規定による維持管理積立金の取戻しがあるときは、その金額を控除した額）を記載した維持管理積立金預り証書を当該最終処分場の設置者に交付するものとする。

（取戻し）

第30条　機構は、廃棄物処理法第８条の５第６項の規定による維持管理積立金の取戻しの請求があったときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第４条の15第１項又は第12条の７の13第１項に規定する維持管理積立金取戻し申請書に、前条の規定により交付した維持管理積立金預り証書であって当該申請書の申請日に最も近い日に交付したものを添付させて提出させるものとする。

２　前条の規定は、廃棄物処理法第８条の５第６項の規定による維持管理積立金の取戻しが行われた場合について準用する。

（利息）

第31条　廃棄物処理法第８条の５第５項の利息は、機構が維持管理積立金を運用して得られる利息の範囲内となるように環境大臣の認可を受けて別に定める利息とする。

２　前項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さない。

３　機構は、第１項の利息につき権利を有する者から請求があったときは、これを払い渡すものとする。

## 第７章　石綿による健康被害の救済に関する業務

（救済給付の支給）

第32条　機構は、石綿による健康被害の救済のための給付（石綿健康被害救済法第３条各号に掲げる給付をいう。以下「救済給付」という。）の支給を行うものとする。

（認定等）

第33条　機構は、医療費の支給を受けようとする者からの申請に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を行う。

２　機構は、前項の認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

３　機構は、死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定、認定の有効期間の設定、

認定の更新及び認定の取消しを行う。
４　機構は、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けようとする者からの請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行う。
５　機構は、前各項の規定により認定等をしたときは、申請者又は請求者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
（判定の申出）
第34条　機構は、前条第１項及び第３項の認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。
２　機構は、葬祭料の支給及び特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができる。
（支払の方法）
第35条　機構は、救済給付の支給を受けようとする者からの請求に基づき、救済給付の支給を決定する。
２　前項の救済給付の支払の方法は、原則として支給の決定を受けた者の申出による金融機関の口座への払込みにより行うものとする。
３　機構は、被認定者が保険医療機関に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり支払う場合においては、前項の規定に関わらず、当該支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託するものとする。
（救済給付の免責）
第36条　機構は、救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由により、損害の填（てん）補がされた場合においては、その価額の限度で救済給付を支給しないことができる。
（他の法令による給付との調整）
第37条　機構は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において認定に係る医療費を支給しない。
２　機構は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による給付で石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成18年政令第37号。以下この項において「政令」という。）に定める給付が行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。
（不正利得の徴収）
第38条　機構は、偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
（石綿健康被害救済給付台帳）
第39条　機構は、石綿健康被害救済給付台帳を備え、救済給付を受けている者ごとに救済給付の種類、給付の額、支払期日等を記載するものとする。
（特別拠出金の徴収）
第40条　機構は、石綿健康被害救済法第47条第１項の規定により、特別事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収する。
（特別拠出金徴収金台帳）
第41条　機構は、特別拠出金徴収金台帳を備え、徴収金の額、納付期日等を記載するものとする。
（報告等）
第42条　機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は職員に、事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（電磁的記録を含む。）を検査させることができる。
（準用）
第43条　第８条及び第11条の規定は、特別拠出金について準用する。
（機構の滞納処分）
第44条　機構は、前条において準用する第11条の規定による督促を受けた者がその指定期限までにそ

の督促に係る特別拠出金を納付しないときは、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
２　機構は、前項の処分が終了したときは、環境大臣にその経過に関する報告書を提出するものとする。
３　第１項の滞納処分に当たる職員は、環境省令に定める様式の証明書を提示しなければならない。
（延滞金）
第45条　機構は、第43条において準用する第11条の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、その督促に係る特別拠出金の額につき年14.6パーセントの割合で、納付期限の翌日から完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。
２　前項に規定する延滞金の徴収は、納入告知書により行うものとする。
３　第５条第５項の規定は、前項の納入告知書に準用する。
（交付金等の収納）
第46条　機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、政府から交付金、地方公共団体から拠出金及び厚生労働大臣が救済給付の支給の費用として徴収した一般拠出金を収納するものとする。
（被認定者等に対する報告の徴収等）
第47条　機構は、認定又は救済給付の支給のため必要があると認めるときは、認定又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。
２　機構は、認定（その更新及び取消しを含む。第59条において同じ。）に関し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
３　機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第１項の規定により、報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前項の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。
４　機構は、保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対し、必要な報告を求め、又は職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録等を検査させることができる。
５　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。
６　機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は職員に質問させることができる。
（公務所等への照会）
第48条　機構は、石綿健康被害救済法の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## 第８章　環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務

（環境の保全に関する研究及び技術開発）
第49条　機構は、機構法第10条第１項第８号の規定により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行う。
２　機構は、前項に規定する業務の実施に当たっては、課題の選定、実施期間の設定、適切な研究開発体制の構築及び実施期間終了後の研究の成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について評価を行い、当該評価の結果を研究資源の配分その他の業務運営に反映させるものとする。
（成果の普及及び活用促進）
第50条　機構は、機構法第10条第１項第９号の規定により、前条第１項に規定する業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進する。
（研究及び技術開発の助成）
第51条　機構は、機構法第10条第１項第10号の規定により、環境の保全に関する研究及び技術開発に

関し、補助金の交付を行う。
２　機構は、前項の補助金の交付に当たっては、第49条第２項の規定を準用して実施するものとする。
（環境研究総合推進費）
第52条　機構は、第49条から前条までに規定する業務のうち、環境研究総合推進費による研究及び技術開発の実施に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、研究者からの研究課題を公募し、応募された研究課題について外部有識者等による事前評価を行い、その評価結果を踏まえて研究課題を選定して実施するものとする。
２　前項に規定する業務の実施に関する必要な事項については、機構が別に定める。
（研究公正）
第53条　機構は、第49条及び第51条に規定する業務が公正かつ適正に行われるよう、環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。
２　機構は、環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務における不正防止に関する取組を行うものとする。
（環境研究推進委員会）
第54条　第52条に規定する業務を適正に行うため、機構に環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。
２　推進委員会は、第52条に規定する業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
３　前２項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。
（特許権等の取扱い）
第55条　機構は、第49条に規定する環境の保全に関する研究及び技術開発を委託する場合においては、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条の規定に基づき、その成果に係る特許権等を受託者から譲り受けないことができる。

第９章　熱中症対策に関する情報の整理等の業務

（熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理等）
第55条の２　機構が機構法第10条第１項第11号の規定により行う業務は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第20条第１項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供とする。
（地域における熱中症対策の推進）
第55条の３　機構が機構法第10条第１項第12号の規定により行う業務は、地域における熱中症対策（気候変動適応法第２条第３項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修とする。

第 10 章 地域生物多様性増進活動の促進等の業務

（地域生物多様性増進活動の促進等）
第 55 条の４ 機構は、機構法第 10 条第１項第 13 号の規定により、地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに地域生物多様性増進法第 14 条に規定する認定等に関する事務を行う。
２ 前項の認定等に関する事務の実施については、関係法令その他主務省の定める基準等に従い行うものとする。

第11章　環境の保全に関する調査研究等の業務

（環境の保全に関する調査研究等の業務）
第56条　機構は、良好な環境の創出その他環境の保全を図るため機構法第10条第１項の業務の遂行に支障のない範囲内で調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができるものとする。
（区分経理間の貸付け）
第56条の２　機構は、別に定めるところにより、機構省令第12条第２項に規定する基金勘定の区分経理の間で貸付けを行うことができる。

第12章　業務の受託及び委託の基準

（業務の受託）
第57条　機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて、環境の保全に資するための業務を行うことができる。

２　機構は、業務の委託を受けようとするときは、委託者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。
３　機構は、前項の業務の受託を行うに当たっては、受託する業務の名称、目的、実施方法、実施に係る経費及びその他必要と認められる事項を定めて、業務受託契約を締結するものとする。
（業務受託料）
第58条　業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して定めるものとする。
（業務の委託）
第59条　機構は、機構法第10条の２第１項の規定により、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者に対し、認定（申請に係る部分に限る。）及び救済給付の支給（請求に係る部分に限る。）に係る業務の一部を委託することができる。
２　前項に定めるもののほか、機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的であると認められる業務については、その業務を委託することができる。
３　機構は、前２項の業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の名称、目的、実施方法、実施に係る経費及びその他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。
（業務委託料）
第60条　業務の委託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して定めるものとする。

## 第13章　競争入札その他契約に関する基本的事項

（競争入札その他契約に関する基本的事項）
第61条　機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるときその他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。
２　政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）その他の国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

## 第14章　役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）
第62条　機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。
（法人運営に関する基本的事項）
第63条　機構は、法人の運営理念及び運営方針を策定するものとする。
２　機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。
（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）
第64条　機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。
（１）　理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
（２）　理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
（３）　役員の事務分掌明示による責任の明確化
（中期計画等の策定及び評価に関する事項）
第65条　機構は、中期計画等の策定及び評価に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。
（１）　中期計画等の策定過程の整備
（２）　中期計画等の進捗管理体制の整備
（３）　中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
（４）　中期計画等の進捗状況のモニタリング
（５）　部門の業務手順の作成
（６）　評価活動の適切な運営に関する事項
イ　業務手順に沿った運営の確保
ロ　業務手順に沿わない業務執行の把握

ハ　恣意的とならない業務実績評価
（７）　第４号に掲げるモニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
（内部統制の推進に関する事項）
第66条　機構は､内部統制の推進に関し､次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。
（１）　役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
（２）　内部統制を担当する役員の決定
（３）　内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
（４）　内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
（５）　内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
（６）　内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
（７）　内部統制を担当する役員及び内部統制推進部門によるモニタリング体制の運用
（８）　研修会の実施
（９）　コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
(10)　反社会的勢力への対応方針等
（リスク評価と対応に関する事項）
第67条　機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。
（１）　リスク管理委員会の設置
（２）　業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
（３）　業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
（４）　把握したリスクに関する評価
（５）　リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
（６）　保有施設の点検及び必要な補修等
（７）　事故又は災害等の緊急時に関する事項
イ　防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
ロ　事故又は災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
ハ　事故又は災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
（情報システムの整備と利用に関する事項）
第68条　機構は、情報システムの整備及び利用に関し、次に掲げる事項について定めた内部規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。
（１）　情報システムの整備に関する事項
イ　業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
ロ　理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
ハ　職員から役員に危機管理及び内部統制に関する情報その他必要な情報が伝達される仕組み
（２）　情報システムの利用に関する事項
イ　業務システムを活用した効率的な業務運営
ロ　法人が保有するデータの所在情報の明示
ハ　データへのアクセス権限の設定
（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）
第69条　機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。
（１）　情報セキュリティの確保に関する事項
イ　情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備及び運用されていることを担保するための有効な手段の確保
ロ　システム管理の外部委託業者その他法人の保有する情報を取り扱う者による情報漏えいの防止
（２）　個人情報保護に関する事項
イ　個人情報保護に係る点検活動の実施
ロ　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに同法に基づく関係法令及び関係

ガイドラインの遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第70条　機構は、監事及び監事監査に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。

（１）　監事に関する事項

イ　監事監査規程等の整備に対する監事の関与

ロ　理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ　会計監査人及び理事長との定期的な会合の実施

ニ　補助者の独立性に関する事項

（イ）　監事の指揮命令権

（ロ）　監事監査業務に係る人事評価及び懲戒処分等に対する監事の関与

ホ　法人組織規程等における権限の明確化

（２）　監事監査に関する事項

イ　監事監査規程等に基づく監査への協力

ロ　補助者への協力

ハ　監査結果に対する法人からの改善状況の報告

ニ　監査報告の主務大臣及び理事長への報告

（３）　監事によるモニタリングに必要な事項

イ　役員会等重要な会議への出席

ロ　業務執行の意思決定に係る文書を閲覧及び調査できる仕組み

ハ　機構の財産の状況を調査できる仕組み

ニ　会計監査人及び内部監査部門との連携

ホ　役職員の不正、違法又は著しい不当事実の監事への報告義務

ヘ　監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

（内部監査に関する事項）

第71条　機構は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

（内部通報及び外部通報に関する事項）

第72条　機構は、内部通報及び外部通報に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。

（１）　内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

（２）　内部通報者及び外部通報者の保護

（３）　内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組み

（入札及び契約に関する事項）

第73条　機構は、入札及び契約に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものとする。

（１）　監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

（２）　入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

（３）　談合情報がある場合の緊急対応

（４）　契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立

（５）　随意契約とすることが必要な場合の明確化

（予算の適正な配分に関する事項）

第74条　機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

（情報の管理及び公開に関する事項）

第75条　機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、法人の保有する情報の公開に関する規程等を整備するものとする。

（職員の人事及び懲戒に関する事項）

第76条　機構は、職員の人事管理方針に関し、次に掲げる事項を定めた内部規程等を整備するものと

する。
（１）　業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
（２）　職員の懲戒基準
（３）　長期在籍者の存在把握
（役員及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除）
第77条　機構は、通則法第25条の２第１項に規定する役員及び会計監査人の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として免除することができる。
第15章　その他機構の業務に関する事項
（その他）
第78条　この業務方法書に定めるもののほか、その業務運営に関し必要な事項については、機構が別に定める。
附　則
（施行期日）
第１条　この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成16年４月１日から適用する。
（建設譲渡業務）
第２条　機構が行う機構法附則第７条第１項第１号に掲げる業務については、当該業務に係る旧環境事業団業務方法書（平成４年環境事業団規程第34号）第２章の規定は、なおその効力を有するものとする。
（宅地建物取引等）
第３条　機構が行う機構法附則第７条第１項第１号に掲げる業務における宅地建物取引については、宅地建物取引の専門家の確保に努め、別に定めるところにより、適正かつ公平な宅地建物取引を行うよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）で定める手法に準じた手法によって行うものとする。
（債権の管理及び回収業務）
第４条　機構が行う機構法附則第７条第１項第２号に掲げる規定により設置され、及び譲渡された施設等について賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその賦払金並びに同項第３号に掲げる規定により貸し付けられた資金に係る債権の管理及び回収は、相手方の財務内容、担保物件及び保証人の状況等を勘案して適正に行わなければならない。
（公害健康被害補償予防業務勘定から承継勘定への繰入）
第５条　機構は、機構法附則第７条第５項の規定により、公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）による改正前の公害健康被害補償法施行令別表第１に掲げる地域を含む市町村の区域並びに世田谷区、中野区、杉並区、練馬区、西宮市及び芦屋市の区域において、大気の汚染の影響による健康被害を予防するために旧事業団法第18条第１項第３号に規定する事業を大気浄化に効果を有する緑地の整備を行う大気汚染対策緑地整備事業として行う間、当該業務の実施に要する費用の一部につき、公害健康被害補償予防業務勘定から承継勘定に繰り入れすることができるものとする。
２　機構は、前項の繰り入れを行うに当たっては、繰入額について環境大臣の承認を受けるものとする。
附　則（平成16年12月14日規程第30号）
この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附　則（平成18年３月10日規程第２号）
この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附　則（平成21年12月４日規程第13号）
この規程は、平成21年12月４日から施行する。
附　則（平成22年６月14日規程第６号）
（施行期日）
１　この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
（石綿健康被害救済法の一部改正に伴う経過措置）
２　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第１条第３号に掲げる規定の施

行の日前に徴収事由が生じた一般拠出金の徴収については、なお従前の例による。

附　則（平成23年３月25日規程第３号）

この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行の日（平成23年４月１日）から施行する。

附　則（平成26年４月７日規程第６号）

この規程は、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成26年環境省令第12号）の施行の日（平成26年４月７日）から施行する。

附　則（平成27年３月30日規程第１号）

この規程は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行の日（平成27年４月１日）から施行する。

附　則（平成28年９月30日規程第15号）

この規程は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成29年３月14日規程第４号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（平成30年11月６日規程第９号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規程第７号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和２年９月16日規程第９号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和４年11月11日規程第10号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和５年３月16日規程第５号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和６年３月５日規程第１号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月28日規程第10号）

この規程は、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

附　則（令和６年12月13日規程第21号）

この規程は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附　則（令和７年３月21日規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。